

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 5 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 7 日 (月) 午後 3 時 30 分 ~ 6 時 50 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3 名)	石塚孔信	竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労側委員 (3 名)	喜納浩信	下町和三 新内親典 (敬称略)
	使側委員 (3 名)	岩重昌勝	内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4 名)	吉野労働基準部長	上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	1 平成 29 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成 29 年度県最賃結審状況		

石塚部会長

みなさん、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。台風もあまり大したことがなくて良かったです。

ただ今から、平成29年度第5回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局より報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 3 名の 9 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

石塚部会長

ありがとうございます。本部会は有効に成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。審議の前に、全国の結審状況について報告をお願いします。

平松室長補佐

それでは、本日、インデックスは付いておりませんが、資料を1枚配付させていただいておりますので、そのご説明をさせていただきます。全国の結審状況を記載した紙を1枚配布してございます。Aランクが、資料では5局結審したと書いてございますが、直前に上から2番目の神奈川局が、現行の930円が956円に引上額26円、目安プラスマイナスゼロ、8月7日結審、効力発生日10月1日が入ってきております。これでAランクは6局すべて結審いたしました。

Bランクにつきましては、追加はございません。今現在6局が結審しておりまして、すべて25円という目安どおりでの結審となっております。

Cランクにつきましては、資料では8局が印刷されておりますが、追加が2局ございます。ちょうど真ん中あたりに岡山の下に石川局がございます。石川局は現行757円が781円に24円引上げ、目安プラスマイナスゼロ、8月7日の結審で、効力発生日10月1日となっております。新潟局がこれは記載してございますが、753円が25円引上げられて778円、プラス1円で結審していきまして、その下、和歌山局は空欄になっておりますが、現行の753円が777円に24円引上げで、プラスマイナスゼロ、8月7日結審、発効日10月1日になっております。Cランクにつきましては、今申し上げたものを合わせて10局が結審している状況でございます。

Dランクにつきましては、印刷されているとおりで追加はございません。九州内につきましては、前回の専門部会の中でお話があったとおりでございます。大分局が22円の引上げ、熊本局も22円の引上げ、沖縄局が23円の引上げで、いずれも8月4日に結審しているという状況でございます。以上で資料の説明を終わらせていただきます。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問はございませんか。

(質問なし)

石塚部会長

それでは審議を進めて参ります。前回もお話しましたが、本日中には専門部会での結審を目指して審議を進めて参りたいと考えておりますので、各側のご理解をいただきたいと思ひます。

ところで、これまでの審議におきまして、労側は、前回の専門部会で、目安額プラスで、金額は公益に一任すると提示されています。一方、使用者側からは、目安額と同額の22円の引上額のままであります。労側の主張としては、非正規労働者の処遇改善、優秀な人材の流出を防ぎたいこと、隣県の沖縄局が目安額プラス1円で結審していることなどの主張がありました。使用者側からは、「最低賃金を上げない」といっている訳ではない、景気の先行きにマイナスの心理を抱いている経営者が多いこと、中小・零細事業所は依然として厳しい経営環境におかれていること、賃金が1円引き上げられれば、社会保険料等の経費負担も大きくなり、ますます経営に負担がかかってくることなどの主張がありました。このように、今のところ、労使双方に金額の開きがあるため、本日は先ず、平場でお互いの再検討した結果などのご意見をお聞きして、合意できるか否かについてご審議をいただき、平場で合意に至らなかった場合には、個別協議を重ね、結論を取りまとめたいと思っております。このような流れで本日の審議を進めて参りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

異議が無いようですので、そうさせていただきます。

まず、この平場で労使双方が再検討されたご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、労側からお願いします。

新内委員

特段、改めて再検討したことはありませんが、新潟がプラス1円を出した理由として、公益見解の中には、やはり、中賃でいったように、非正規労働者の処遇改善を図る必要がある。地域間格差についても少しでも縮めていきたいということ。それと、目安と、これまで中賃、

地賃で使っていた資料とのかい離は、あまりにも違いすぎ、問題意識を持っているということでしたが、そのようなことで、格差是正等を含めてプラス。

沖縄については、経済情勢、それと、沖縄がこの時期ここで目安同額を出すと「全国最下位でもいい、沖縄の賃金は安くてもいいですよ」という誤ったメッセージを発信することにつながらないかということで、両県はプラスになったということです。

私たちが基本的には、これまで話してきたとおり、格差是正、それから非正規労働者の処遇改善を求めており、やはりここでも、「鹿児島の経済情勢を見たときに目安プラス」ということを、メッセージも含めて決定すべきだと考えています。以上です。

石塚部会長

ありがとうございました。労側の意見は、前回のご意見に加え、新潟がプラス1円にした理由、それから、沖縄がこのままだと「最低でもいいよね」というメッセージを出してしまうことになるのではないかとということで上げてきていること、それと鹿児島の状況の中で現状の水準でいいのかと、そういったことで前回の主張と同じ状況だということです。

それでは、使側にお願いします。

濱上委員

だからこそ22円という大幅な引き上げに同意したということです。

岩重委員

前回欠席して、すみませんでした。

現在の各地域の結審額を改めて確認させていただくと、なおさらのこと、特に九州では熊本と大分が目安額で結審と、本来であればあちら方面は、我々のレベルでいろいろと聞こえる話では、労働情勢も非常に人手不足で、いろいろと災害復興等に対して他県から人の流入が激しい、少しでも賃金を上げて優秀な労働者の確保をとという環境であると聞きますが、そういった地域も22円で結審しているということを考えると、私ども鹿児島においては、「22円も、本当に甚だ、今の現状からかい離している、高すぎる」という感はありますが、他県とのいろいろな地域間格差を考えても、鹿児島としては22円が限度額いっぱいであると。また、沖縄が1円上積みして、私どもの金額と同等の金額でわざわざ決定したことを考えた時に、またそこで、私どもが1円上乘せする、そのことによって地域の格差云々ということ

もあり得ると思いますので、福岡はまた別格ですが、この際、やはり、地域のDランクでも格差がありましたから、おおむね残りの県は同じ金額でやっていくように、宮崎はこれから様子見ですが、今回、鹿児島の方々の情勢を見たら、そういった方角に傾くのではないかという気もしますので、鹿児島の使側としましたら、「22円以上、上げる理由はない」と申し上げたいと思います。以上です。

石塚部会長

使側からは、先ほどの労側のご意見からして、「だからプラス22円で、最初から同意したのだ」ということです。それから、九州の他県、ランクの違う福岡は別として、沖縄がアップしたことによって、地域で同じ水準になる、ある意味地域間格差がなくなるということで、そういうことも考慮して22円で、それ以上は上げる理由はないという発言でした。

そうすると各側から今、金額を提示していただきましたが、使側は22円で、労側はプラス1。

新内委員

プラス1とは言っていない。「プラス」です。

石塚部会長

プラス1か2ですね。

新内委員

部会長から話がありましたように、明らかに「プラス」に拘っているということで、それは1でも、2でも、3でも構いません。

石塚部会長

ということでしたが、今のご意見等に対して、それぞれ質問等はありませんか。

(意見なし)

石塚部会長

平場では、おそらくこれ以上、話は出てこないし、また、合意するような状況でもないということで、今日はここから個別協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、使側からお願いします。

(公使個別協議)

(公労個別協議)

石塚部会長

お待たせしました。再開します。

当専門部会は、7月24日の第1回専門部会から本日まで、5回に亘り審議を重ねて参りました。公益側としましては「全会一致」を目標にして、個別協議を行いながら労使各側の主張をお聞きし、公益側の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりであります。しかしながら、労働者側は目安プラス1円の738円、それに対して、使用者側は目安額どおり22円アップの737円を主張されております。

公益側としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、意見の一致をみるに至っておりません。そこで公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、ここで公益委員によって協議し、公益委員見解をまとめるために、15分程度休憩を取りたいと思います。その後、18時から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(休憩)

石塚部会長

それでは、再開します。公益一任ということでしたので、公益見解を申し上げます。公益委員見解は、労働局長からの諮問にもありました「働き方改革実行計画」に配慮し、また、中賃の考え方にに基づき比較すると、最低賃金額が生活保護費を下回っていないことを確認した上で、平場での協議、並びに公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。そこで、県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「働き方改革実行計画」に配慮した上で諸般の事情を総合的に勘案して審議してきた。」とされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額22円を最大限参酌することとした。

非正規労働者の処遇改善、地域間格差の縮小を図り、鹿児島県からの人材流出に歯止めをかけ、地元で定着させる必要があること、人手不足が言われる中で、女性、高齢者等の未就労労働者の就労意欲の醸成を図る必要があるという労働者側からの見解について考慮した。

当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、景気の先行きにマイナスの心理を抱いている事業者が依然として多い。清算・廃業に至る小規模事業者が多く、中小零細企業ではコスト増の価格転嫁ができずに利益が圧縮されているという厳しい経営実態にも配慮する必要があるという使用者側からの見解について考慮した。

地元経済の活性化のためには、消費が増えなければならないが、景気は回復傾向にあり、来年以降は、明治維新後150年を迎え、観光客の増加等による消費の拡大が見込め、これに対応する労働力の確保を図りつつ、企業収益の更なる改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。

これらの事実関係を総合的に勘案して、公益見解としましては、22円上げて、平成29年の最低賃金を737円としたい、ということでございます。鹿児島県最低賃金については、時間額を22円引き上げて737円に改正決定します。「適用する地域」、「適用する使用者」、「適用する労働者」、「最低賃金において賃金に算入しないもの」は従来どおりとする。「効力年月日」は法定どおりとする、以上が公益委員見解でございます。

この見解をもって、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決したいと思いますが、その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

上ノ原室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決める。」となっております。

以上でございます。

石塚部会長

議事の決め方は、事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、お諮り致します。公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益委員2名、労側委員0名、使側委員3名、合計5名)

次に、反対の委員は挙手をお願いします。

(公益委員0名、労側委員3名、使側委員0名、合計3名)

石塚部会長

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員は3名でございます。従いまして、賛成多数により、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。なお、この結論は、本審に私の方から報告することになります。

部会報告書の作成について、事務局で何かありましたら報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

結審時に作成する部会報告書の件でございますが、本年度も昨年度と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこのことを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

石塚部会長

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無な

どを、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、事務局は報告文を準備してください。

(事務局が報告文作成の間、休憩)

石塚部会長

それでは、報告文を読み上げます。

平成29年 8月 7日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成29年 6月30日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては、別紙 2 のとおり平成20年 8月 6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより平成27年10月 8日発効の鹿児島県最低賃金(時間額694円)は平成27年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	竹中 啓之	山本 晃正
労働者代表委員	喜納 浩信	下町 和三	新内 親典
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	濱上 剛一郎

別紙 1

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 737円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2 につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が12歳から19歳の単身世帯者、対象年度は平成27年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。生活保護に係る施策との整合性については、上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった、ということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

石塚部会長

長時間のご審議、ありがとうございました。本日が最後の部会ですが、事務局より何かご

ございますか。

平松室長補佐

専門部会の結審に伴います第3回の本審につきましては、本日の午後6時00分からの予定になっておりますが、開始時刻を過ぎておまして、他の委員の方はお待ちでございます。しばらく、この議場を本審のために整えまして、午後7時5分からこの会場で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

石塚部会長

それでは、第3回本審は本日の午後7時5分からの開催となりますのでよろしくお願いいたします。

本日が最後の専門部会ですが、事務局より他に何かありますか。

吉野基準部長

だいぶ時間も遅くなりましたが、一言ご挨拶をさせていただきます。

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、6月30日に局長より改正に係る諮問をさせていただき、当専門部会を設置のうえ、7月21日に第1回目を開催し、本日まで5回に亘って部会を開催し、審議していただきました。今年度も、梅雨明けで、非常に暑い中での開催になりましたが、委員の皆様には、業務ご多忙のお暑い中、ご出席いただき、また、石塚部会長を始め、委員の皆様方には、真摯なご審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。本年度は短期間で結論に達することができ、これまでのご尽力に対し、厚く感謝を申し上げます。

今後は、この後直ちに第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にご苦勞様でございました。

石塚部会長

ありがとうございました。それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。

それでは、これをもちまして、第5回専門部会を閉会します。どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
